

■通関士試験問題・解説集（2024年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

※通常の下線部は法令改正に伴う新旧に係るもの、波線部は誤植に伴う正誤に係るもの

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
解答編 P.249 <1>	<1> = × 通関業の許可申請書の提出は、NACCSを使用して行うことができる《NACCS法施行令別表第93号の <u>4</u> 》	<1> = × 通関業の許可申請書の提出は、NACCSを使用して行うことができる《NACCS法施行令別表第93号の <u>2</u> 》
解答編 P.249 <13>	<13> = × 関税法第7条第3項の規定による輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属に関する教示の求めも、NACCSにおいて行うことができる《第2条第2号イ、施行令第1条第1項第1号、別表第1号》。	<13> = × <u>輸出入等関連業務については、不服申立て、通関業の許可申請など電子情報処理組織（NACCS）に馴染みにくい手続を除き、NACCSを使用して行うことができるようになっており、</u> 関税法第7条第3項の規定による輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属に関する教示の求めも、NACCSにおいて行うことができる《第2条第2号イ、施行令第1条第1項第1号、別表第1号》。